

九段坂病院看護師宿舎内装工事

仕様書

国家公務員共済組合連合会
九段坂病院

仕様書

- 1 件名 九段坂病院看護師宿舎内装工事
- 2 履行場所 東京都新宿区若松町12-14
アーバン若松
- 3 工事場所 アーバン若松1階管理人室
- 4 履行期限 契約締結日から令和7年5月7日(水)まで
- 5 工事实施日等
 - (1) 本工事の実施日は、原則として、契約日から履行期限までの間のとし、事前に九段坂病院指定の監督職員（以下「監督職員」という。）と協議の上、監督職員が指定する日とする。

ただし、工事の都合上必要がある場合には、事前に監督職員と協議の上、監督職員が指定する日とすることができる。
 - (2) 本工事の作業時間は、原則として、午前9時から午後5時までとし、事前に監督職員と協議の上、監督職員が指定する時間とする。

ただし、工事の都合上必要がある場合には、事前に監督職員と協議の上、監督職員が指定する時間とすることができる。
- 6 仕様書の適用範囲
 - (1) 本仕様書、図面及び現場説明書（現場説明に対する質疑応答書を含む。以下「設計図書」という。）に記載してある事項以外の建築工事に関しては国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」を優先し、同書に定めのない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」による。また、設計図書に記載してある事項以外の電気設備工事については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成31年版」を優先し、同所に定めのない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版」による。他、一般的な事項については「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」による。
 - (2) 本工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは監督職員の指示に従い施工する。
 - (3) 機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
 - (4) 法令、基準、仕様書等は、原則として施工時に最新のものを適用する。
- 7 工事内容

アーバン若松模様替等工事においては、仮設工事、新規造作壁・壁クロス工事、照明設備改修工事、電気・LAN配線工事、補修工事、ドア建具工事、床工事、給排水工事、空調工事、消防設備工事、産廃工事を実施すること。

おって、施工の順番、位置等については、監督職員と協議の上、決定すること。

(1) 仮設工事

既存施設、施行済み部分等について汚損又は損傷しないように適切な養生を実施すること。

作業に必要な物品、設備等の移動・復旧、残置物への汚損防止養生及び作業範囲の清掃を実施すること。

(2) 仕上げ工事

—1 新規造作壁・クロス仕上げ工事

(1階居住スペース・1階トイレ・2階居住スペース)

別紙1・別紙2を参照すること。

新規造作壁

LGS(軽量鉄骨壁下地材質:溶融亜鉛メッキ鋼板6.5mm)+PB(プラスターボード:12.5mm/参考製品:吉野石膏タイガーボードNM8619)

※LGS6.5mmに両面にPBをそれぞれ2枚貼付け(6.5mm+2.5mm+2.5mm=11.5mm)とする。

塗装工事

PB両面:クロス貼り(不燃材)

PB底面:ソフト巾木仕上げ(H60mm)

—2 シャワールームユニット工法

別紙1を参照すること。

シャワールームユニットを増設すること。約W800*D800*H2030mm

蛇口・シャワーヘッド・置き棚・LED照明を設置し、天井に換気扇を

設置すること。既存のシャワールーム給排水管と連結し給排水工事を行うこと。

—3 洗面台工事

洗面台を増設すること。

参考品 TOTO Vシリーズ W600*H1800 水栓・ミラー・LED照明付き

既存の給排水と連結し給排水工事を行うこと。

—4 洗濯機工事

洗面パンを増設し、既存洗濯機を移設すること。

既存の給排水と連結し給排水工事を行うこと。

—5 ドア工事

上記造作壁によって区画された部屋において室内用片開きドアを敷設すること。

W800*H2100mm 4箇所 居室用ドア5箇所にはそれぞれ独立した錠前を取り付けること。

—6 消防設備増設工事

別紙1・別紙2を参照すること。

上記造作壁によって区画された部屋において消防未警戒エリアが発生しないように所轄消防署と協議を行い、必要に応じて消防設備を増設すること。

(3) 照明設備改修工事（1階共用部・居住スペース・トイレ・2階居住スペース）

別紙1・別紙2を参照すること。

照明器具新設工事を実施すること

（参考製品 OX9742LDRS 5台 OD261892RS 4台）。

なお、照明器具交換工事に関する照明器具の電気系統は、新規造作壁及び扉により区画された各室で整理すること。

また、新規造作壁に必要に応じ、新規の照明器具スイッチを設置すること。

(4) 外部照明タイマースイッチ交換工事

外部照明のタイマースイッチが故障しているため

分電盤内のブレーカに接続されているスイッチを交換し、動作確認を行うこと。

交換参考機器：TB15601K

(5) 外部ドア錠前工事

外部ドアに錠前を取り付け、施錠できるようにすること。

必要に応じてノブ等も交換すること。

(6) ドアホン工事

入口ドアにワイヤレスドアホンを設置すること。

(7) 電気・電源・LAN配線工事

(1階共用部・居住スペース・トイレ・2階居住スペース)

ア 別紙（現状図）に示されている既存の電気コンセント、LAN配線及び照明器具スイッチ等について、既存配線を利用して、別紙1・別紙2に示した場所に移設、設置を行うこと。

なお、電気配線の延長が不足する場合や配電を変える必要がある場合には、新規配線や回路変更（分電盤作業を含む。）等を適切に行うこと。

また、配線や分電盤に関しては、正常な状態とすること。

イ 移設、配線等の工事に当たっては、事前に監督職員と打合せを行った上で、配線等の作図を行い、監督職員の承認を得て工事を実施すること。

ウ 工事において撤去した配線等は、受注者において全て処分すること。

(8) 床工事（1階居住スペース・トイレ・シャワールーム）

別紙1を参照して、床面を他部屋レベルに合わせて支持脚材とベースパネルの構成で造作すること。

居住スペース W4400*D3700*H150mm

シャワールーム W4000*D2000*H150mm

居住スペースはクッションフロア仕上げ 15㎡ トイレは長尺シート仕上げ 2㎡

シャワールームは長尺シート仕上げ 10㎡

(9) 給排水工事

新設された造作壁内にトイレ（便器・電気温水洗浄便座・ペーパーホルダー・LED照明）を設置し、既存の給排水管と接続して給排水工事を行うこと。

既存の換気扇ダクトと連結し換気扇工事を行うこと。

(10) 空調工事

1階1箇所、2階4箇所についてルームエアコンを設置する

計5箇所コア空け ※レントゲン検査をし、コア空け位置を調査し穿孔すること。

ルームエアコン 参考機種 RAS2214TC

(11) 寝具設置工事

マットレス5台 掛け布団5枚 ハンガーラック5台を

各室1セット設置すること。

ダイニングテーブル1台 ダイニングチェア5脚を1階リビングに設置すること。

他居室より冷蔵庫・洗濯機を移設すること。

(12) 発生材産廃工事

本工事で発生した不要材料等は監督職員に確認の上、全て受注者において適正処分とすること。

8 共通一般事項

(1) 資材等の搬入及び工事による騒音等で周辺に影響が予測される場合は、事前に監督職員と協議の上、監督職員の承諾を得ること。

(2) 工事車両の駐車は、施工に先立ち監督職員の許可を得た上で、指定の場所に駐車し、居住者及び近隣居住者の通行に支障のないよう留意すること。

(3) 工事現場及びその周辺は常に整理整頓を行い、安全に支障のないように留意すること。

(4) 提出書類については、施工前、施工後の写真を定位置から撮影し、工事完成後に工事用写真（A4判）に整理の上、1部提出する。また、施工材料の写真についても別途提出すること。

また、完成図面1部、データ1部提出すること。

(5) 着工前に十分な現場調査を行い、綿密な施工図により施工を行うものとする。粉塵防止、飛散防止については、解体作業時や搬出時における解体材等の破片や粉じんの飛散を防止するため、シートやパネル類による養生及び仮囲いの設置を行うこと。なお、所轄官公署との打合せによる指示に従い各種届出をすること。

本工事についてはアスベスト見なし工事とするため所轄労働基準監督署への届け出、曝露対策の適正養生、作業主任者の配置、発生材の適正処分を徹底すること。

9 現場の納まり等の関係による協議の範囲

設計図書に明示なき細部箇所で、取り合い、納まり上、技術上、当然必要と判断されるものは、監督職員と協議の上、均衡のとれた材料で施工すること。

設計図に記載された既存関連の寸法などは、おおよそ現場調査において実測した現場寸法を優先すること。

10 災害及び公害の防止

各材料搬入時においては交通整理員を置き危険防止に十分な対策を講じること。

11 その他

- (1) 工事場所についての現地説明会を行うので、入札に参加する者は必ず参加すること。
なお、現地説明会への参加申込みは、あらかじめ電話等で連絡の上、書面による申込みを行うこと。
- (2) 本工事に関して、法令等の定めにより、各種調査や官公署への届出等が必要になる場合には、受注者は、監督職員と打合せを行った上、必要な各種調査や各種届出等を行うこと。
- (3) 作業主任者・主任技術者を配置すること。
- (4) 受注者は、契約締結後速やかに、監督職員と協議を行うとともに、十分な現場調査及び実測調査を行い、綿密な実施施工図面（CAD等のソフトウェアで作成すること。）及び工事工程表を提出した上で、施工を行うこと。
- (5) 工事用水、工事用電力については当院施設を無償で使用できるものとする。
- (6) 粉じん防止、飛散防止については、解体作業時や搬出時における解体材等の破片や粉じんの飛散を防止するため、シートやパネル類による養生及び仮囲いの設置を行うこと。
- (7) その他本仕様書に明記されていない事項、又は本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、監督職員の指示に従うこと。
- (8) 他工事との取合区分は、発注図又は工事区分表による。
- (9) 図面上の縮尺は、発注図の大きさを日本工業規格A3版とした縮尺とする。
- (10) 本仕様書、特別共通仕様書又は標準仕様書等において疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
- (11) 作業者について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者であることが判明した場合は、速やかに受注者から発注者に報告するなど所要の連絡体制を構築するとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な処置を講じること。
- (12) 受注者は、新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、感染予防策を徹底すること。

以上